

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	高畠町避難行動要支援者名簿に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高畠町は、避難行動要支援者名簿に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山形県高畠町長

公表日

令和3年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高島町避難行動要支援者名簿に関する事務
②事務の概要	<p>・災害対策基本法に基づき、一人暮らしの高齢者や障がいのある方など災害が起きた時に、避難の際に支援を必要とする方に対して、地域が連携して支援をしていくための登録事務である。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)という。)の規定に基づき、以下の場合に使用する。</p> <p>【業務内容】</p> <ol style="list-style-type: none">① 4月に75歳以上のひとり暮らしの高齢者の方、75歳以上の高齢者のみの世帯の方、介護保険要介護度3以上の方、身体障害者手帳1、2級の第1種を所持している方、療育手帳Aを所持している方、精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持している単身世帯の方、町の生活支援を受けている難病患者の方、その他自力での避難が困難で支援を希望する方を対象に、避難行動要支援者登録申請書を郵送する。登録者には、登録現況票を郵送する。② 5月末までに申請内容をシステムに登録し、更新を完了する。③ 6～8月に自治会長に名簿を配布する。④ 6月に民生委員・児童委員へ名簿を配布する。
③システムの名称	1 避難行動要支援者名簿管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)要援護者特定個人情報ファイル (2)宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一の36の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号、別表第二の56の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉こども課
②所属長の役職名	福祉こども課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島436番地 高島町役場 総務課 電話番号 0238-52-1734
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島436番地 高島町役場 福祉こども課 電話番号 0238-52-3564

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	1-5-①代表者	福社課長	福社こども課長	事後	
平成29年4月1日	1-5-②所属長	福社課長	福社こども課長	事後	
平成29年4月1日	1-7 請求先	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高森町大字高森430番地 高森町児童保健福祉課 電話番号 0238-52-1734	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高森町大字高森430番地 高森町児童 児童課 電話番号 0238-52-1734	事後	
平成29年4月1日	1-8 連絡先	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高森町大字高森430番地 高森町児童保健福祉課 電話番号 0238-52-1734	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高森町大字高森430番地 高森町児童 福祉こども課 電話番号 0238-52-3564	事後	
平成29年4月1日	2-1-①いづの時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	2-2-①いづの時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	2-1-①いづの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	2-2-①いづの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	2-2-①いづの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	2-2-①いづの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	2-2-①いづの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
平成29年4月1日	2-2-①いづの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
平成29年4月1日	1-1-②	28年度までに申請内容システムに登録し、更新を完了する。 29年度に民生委員へ名簿を配付する。 30年度に民生委員へ名簿を配付する。	28年度までに申請内容システムに登録し、更新を完了する。 29年度に民生委員へ名簿を配付する。 30年度に民生委員へ名簿を配付する。	事後	
平成29年4月1日	1-4-②議会の議案	議決法 第1号案第7号、第2号案第2号の2の議案	議決法 第1号案第6号、第2号案第2号の2の議案	事後	
平成29年4月1日	2-1-①いづの時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
平成29年4月1日	2-2-①いづの時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
平成29年4月1日	1-1-①事務所の概要	28年度までに申請内容システムに登録し、更新を完了する。 29年度に民生委員へ名簿を配付する。 30年度に民生委員へ名簿を配付する。	28年度までに申請内容システムに登録し、更新を完了する。 29年度に民生委員へ名簿を配付する。 30年度に民生委員へ名簿を配付する。	事後	